

教第 70 号議案

神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例(案)に関する意見決定の件

神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例(案)を制定するに当たり、教育長に委任する事務等に関する規則（昭和 31 年 11 月 19 日教育委員会規則第 8 号）第 2 条第 5 号の規定に基づき提示すべき意見を別紙のように決定する。

平成 30 年 1 月 29 日提出

神戸市教育委員会

教育長 雪 村 新 之 助

神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例（案）に関する意見
神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例(案)の制定については異議ありません。

平成 30 年 1 月 29 日

神戸市教育委員会

教育長 雪 村 新 之 助

教委経第 2958 号

平成 30 年 1 月 23 日

神戸市教育委員会

教育長 雪村 新之助 様

神戸市長 久元 喜造

神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例(案)に関する意見聴取の件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき，神戸市立学校設置条例（昭和 39 年 3 月条例第 87 号）の一部を改正する条例（案）を制定するに当たり，神戸市教育委員会の意見を聴取します。

（担当：教育委員会事務局総務部学校経営支援課）

第 号議案

神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例の件

神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 年 月 日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例

神戸市立学校設置条例（昭和39年3月条例第87号）の一部を次のように改正する。

別表2中

「

神戸市立桜の宮小学校

若葉台1丁目3番15号

を

」

「

神戸市立桜の宮小学校
分校

若葉台1丁目3番15号
大脇台12番1号

に

」

改める。

別表3中

「

神戸市立桜の宮中学校

大脇台6番1号

を

」

「

神戸市立桜の宮中学校
分校

大脇台6番1号
大脇台12番1号

に

」

改める。

別表5神戸市立兵庫商業高等学校の項及び神戸市立神港高等学校の項を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

理 由

小学校及び中学校の分校を設置し、並びに高等学校を廃止するに当たり、条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市立学校設置条例 ぬきがき

(___ は, 改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

別表2 (第3条関係) 小学校

名 称	位 置	
略	略	略
略	神戸市	略
神戸市立桜の宮 小学校	北区	若葉台1丁目3 番15号
略		略
略	略	略

神戸市立桜の宮 小学校		若葉台1丁目3 番15号
分校		大脇台12番1号

別表3 (第3条関係) 中学校

名 称	位 置	
略	略	略
略	神戸市	略
神戸市立桜の宮 中学校	北区	大脇台6番1号
略		略
略	略	略

神戸市立桜の宮 中学校		大脇台6番1号
分校		大脇台12番1号

別表5 (第3条関係) 高等学校

名 称	位 置	
略	略	略
略	神戸市	略
神戸市立兵庫商 業高等学校	兵庫区	会下山町3丁目 16番1号
神戸市立神港高 等学校		会下山町3丁目 16番1号
略	略	略
